

平成 29 年 9 月議会 一般質問

私は、自由民主党福岡市議団を代表いたしまして、

①名柄川における不法係留船対策について

②市議会で採択された請願の取扱いについて

以上、2点について質問いたします。

はじめに、『**名柄川における不法係留船対策について**』
お尋ねいたします。

本市の西区姪浜と小戸の間を流れる、福岡県管理の二級河川「名柄川」においては、河口から興徳寺橋までの約1キロメートルの区間において、多い時では300隻を超えるプレジャーボートの不法係留が見受けられました。

これらの不法係留船があることにより、河川の流れが阻害され、大雨が降った時などには洪水が発生する危険性が高まるだけでなく、油漏れによる二次的な被害も懸念されます。

さらに河川沿いの住民は、エンジンの騒音はもちろん、ボートをつないでであるところまで車で来ているのだと思われませんが、それによる迷惑駐車、さらには、ボートに乗り降りするために護岸に設置されたハシゴの金具による通行阻害など、日常生活に迷惑を被っているところでもあります。

このような状況を踏まえ、かねてより、西区選出の市議会議員団から、毎年、市に対してプレジャーボートの不法係留の取り締まりを実施するよう要望してまいりました。

私の記憶では、16～7年前から要望しているのではないかとと思いますが、なかなか進んでいないのが実状です。

そこで、まず、

(1) これまでの西区選出の市議会議員団からの要望を受け、福岡市として、どのような対応をとっているのかお尋ねします。

以上で、1問目を終わり、2問目以降は自席にて質問いたします。

【道路下水道局】

- ・市としては、河川管理者である県に対し、毎年、不法係留船対策の提言を行っている。
- ・また、「名柄川河川利用対策協議会」や「名柄川プレジャーボート係留に係る連絡会議」をはじめ、県が開催する会議に福岡市も参加し、県の取り組み状況等について情報共有を図っている。

ただいまご答弁をいただきましたが、この16～7年間、毎年、同じ回答をいただいています。

この不法係留船の問題に関しては、本来であれば、プレジャーボートの所有者が、自らの責任において保管場所の確保や船体の管理などを適切に行うべきであり、河川側もある意味で被害者と言えます。

しかしながら、河川管理者として、このような不法係留を長年放置してきたことも問題を深刻にした要因の一つであると考えます。

先日、あるテレビ局で、この問題が扱われ、不法係留している人のインタビューが放映されましたが、その方は、不法係留している船を買った時、不法係留してもいいよと言われたと言っていました。また、不法係留を見逃してきた管理者にも責任があるとも言っていました。不法係留は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となっています。

さきほどの答弁では、市から県に対して不法係留船対策の要望を行っているとのことでしたが、

(2) 河川管理者である県は、現在どのような対応を取っているのかお尋ねします。

【道路下水道局】

- ・県の対応としては、平成26年11月に「名柄川における不法係留船対策に係る計画書」を策定し、同計画に基づき対策を進められている。
- ・これまで、河口から興徳寺橋までを重点的撤去区域として設定し周知を図るとともに、所有者に対し自主撤去を求める行政指導を行い、その結果、300隻程度あった船が200隻弱まで減少している。
- ・県において収容可能な民間の係留施設を調査したうえで、所有者に対する行政指導の際に、それらの施設の案内も併せて行っていると聞いている。

河川管理者である県において、不法係留船対策に係る計画が策定され、これに基づいた対策が進められており、その結果として100隻ほど減少しているとのことですが、まだ200隻近くの船が残っている状況です。

これらの不法係留船を適切に移動させていくことが、今後の取り組みで重要になってくると思います。

この点に関しては、漁港と港湾を所管する市に対しても、不法係留船の受け入れについて、県から協力の依頼がなされていると聞き及んでおりますが、

(3) その内容についてお尋ねします。

【農林水産局】

- ・平成 29 年 6 月 1 日付けで、県から市農林水産局及び港湾空港局に対して、協力依頼文書の送付がなされている。
- ・県は平成 29 年度から行政代執行により不法係留船問題の解消を目指すこととしている。
- ・県は対策を円滑に実施するに当たり、本市で所管する係留施設への受入れ拡大について配慮を求めている。

(県からの依頼文書の確認)

県は、今後、行政代執行による不法係留の解消をスムーズに進めていくためには、水域内での受け入れ数の拡大が必要であると考えており、市が現在保有する施設、浜崎今津漁港の係留施設と、小戸のヨットハーバーでの受け入れを含めた協力を求めてきているようです。

(4) 県からの依頼に対し、市はどのように対応するのかお尋ねします。

【農林水産局】

- ・農林水産局所管施設として、浜崎今津漁港小型船舶係留施設がある。
- ・当該施設は、プレジャーボート等が漁船航行の支障となっていたことなどから、漁港機能を確保するため、国庫補助事業により約 1.4 億円で整備し、平成 11 年度に供用開始した。
- ・当該施設(収容能力 119 隻)は、現在空きがないが、プレジャーボート等による漁業活動への影響は解消されている。
- ・県管理河川の不法係留船対策のための受入れ施設の拡大を本市の漁港整備として行うことは困難と考える。

【港湾空港局】

- 福岡市ヨットハーバーは、全国高校総体(インターハイ)の開催を契機に、昭和 50 年 7 月に開設されたヨット専用の施設である。
- 利用船舶をヨットに限定していることで、施設利用者や関係者からは、安心して利用できるヨットに最適な施設であると、高く評価されている。
- このような状況の中、プレジャーボートの受入については、施設利用者など関係者の理解が必要不可欠であり、安全確保のためのソフト・ハード面での措置が必要なことから、現状では課題が多いと考えている。

市が所管する施設としては、浜崎今津漁港の小型船舶係留施設と小戸の福岡市ヨットハーバーがありますが、浜崎今津漁港は、受け入れ119隻で満杯状態。小戸のヨットハーバーは、ヨットのみ受け入れるとのこと。

現状での受け入れが、現実的に困難であることは理解できますし、不法係留船の受け入れのために施設を拡大するということも難しいと考えるのも理解できます。

さきほども申し上げたように、もともと不法係留の問題は、プレジャーボートの所有者が、自らの責任において適切に管理しなければならない問題です。

しかしながら、実際に、市民が迷惑を被っている、あるいは危険にさらされている状況がある以上、移動先の問題を含めて、早急に現実的な対策をとることが重要であり、まずは名柄川の管理者である県に、対策をとっていただくことが必要であると考えます。

さきほど、県においては、撤去指導の際に併せて民間の係留施設を案内しているという答弁がございました。

県も、不法係留船対策として民間の係留施設の調査を行い、その収容隻数に余裕があることは確認しているようです。

私自身も、県が実施した「係留・保管状況調査」の結果を入手し、収容可能隻数を確認いたしました。

この調査では、市が所管する浜崎今津漁港，小戸ヨットハーバーのほかに，名柄川周辺の「西福岡マリーナ」，「社団法人福岡県海洋スポーツ協会」，「海の中道マリーナ」，「イーストマリーナ」，「福岡マリーナ」の5つの民間施設について調査されておりますが，この5つの民間施設と浜崎今津を含めた6つの施設における収容可能隻数は，平成28年10月現在で，

1,058隻ありますが，すでに収容している隻数が592隻，空きが466隻となっております。

名柄川水域における不法係留船が200隻程度とのことですから，これら民間の施設を活用すれば，不法係留船を受け入れることは十分可能であると考えます。

民間施設は係留費が高い訳ですが，実際，民間に係留している方もおり，民間が高いから不法係留するというのは理由にはならないと思います。

これまでの取り組みにより，一定の成果があがっているようですが，まだ多数の不法係留船が残っている状況であります。

民間施設も空きがあるわけですから，さらなる取り組みの強化を図っていくことが必要であると考えます。

そこで，

(5) 河川管理者である県における不法係留の解消に向けた今後の見通しや進め方についてお尋ねします。

【道路下水道局】

- ・議員指摘のとおり、現在においても、まだ200隻弱という多数の不法係留船が残っている状況を踏まえ、自主撤去の行政指導に応じない所有者の不法係留船舶に対し、平成29年度から31年度までの3年間で強制撤去を行い、不法係留の解消を図っていく予定である、と聞いている。

名柄川は二級河川であり、不法係留船対策を行うのは河川管理者である県ということは分かりますが、再三申し上げますとおり、不法係留船により迷惑を被っているのは市民であります。

今後の3年間で着実に不法係留の解消を図っていかなければならないと考えます。

そこで、

(6) 引き続き、市から県に働きかけるなど、しっかりと成果を上げていくことが必要と考えますが、所見をお伺いします。

【道路下水道局】

- ・名柄川における不法係留船対策については、河川管理者である県が、「名柄川における不法係留船対策に係る計画書」に基づき、取り組みを進めている。
- ・福岡市としても、県と合同で名柄川のパトロール等を実施しているところであり、今後とも、河川管理者である県に対し、あらゆる機会を捉えて、不法係留の解消に向けた働きかけをしっかりと行っていく。

今年の6月1日に、河川管理者である県から福岡市に不法係留解消に係る協力依頼について、正式に文書で依頼がなされております。

内容は、 _____, _____, _____

福岡市からも正式に文書で，市の状況や民間係留施設の余裕等を説明し，一日も早く名柄川の不法係留がなくなるよう，県と協力していただくよう要望し，この質問を終わります。

つぎに、『市議会で採択された請願の取扱いについて』
質問いたします。

請願は市民の権利であり，市議会で採択された請願については，市長など関係執行機関において，その実現が図られるべきものと考えます。

本市議会においては，平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間に，8 件の請願を採択しておりますが，国へ意見書を提出するよう市議会としての決議を求める請願（1 件）を除くと，市長にその実現を求める請願は 7 件となります。

採択された 7 件の請願とは，

○平成 26 年 9 月 16 日に議決された

- ・「高齢者乗車券の利用拡大について」および
- ・「高齢者乗車券のタクシー利用拡大について」の 2 件

○平成 27 年 2 月 23 日に議決された

- ・「西九州自動車道周船寺インターのフルインター化について」および
- ・「西九州自動車道の市内区間の無料化について」の 2 件

○平成 27 年 12 月 22 日に議決された

- ・「子供・子育て支援新制度に伴う保育の質の向上を目指す取組について」

○平成 28 年 12 月 22 日に議決された

- ・「西鉄天神大牟田線井尻地区における連続立体交差化の早期実現について」

○そして、平成 29 年 2 月 23 日に議決された

・「長住中央公園の多目的広場としての存続について」

の 7 件でありますが、

(1) それぞれの請願について、市としてどう対応しているのか、進捗状況をお尋ねします。

【保健福祉局】

○高齢者乗車券の利用拡大について

○高齢者乗車券のタクシー利用拡大について

- ・ 交付率 64% (平成 26 年度) →70% (平成 28 年度)
- ・ 平成 27 年度より高齢者乗車券へタクシー助成券を導入済み

【住宅都市局】

○西九州自動車道周船寺インターのフルインター化について

- ・ 西区西部地域における交通ネットワークの充実・強化に向け、現在、交通実態調査や課題の整理などに取り組んでいる。

○西鉄天神大牟田線井尻地区における連続立体交差化の早期実現について

- ・ 井尻地区を含む市内の緊急対策踏切に関して、H28 年度に実施した交通遮断等の実態調査結果の整理・分析を行っているところである。

○長住中央公園の多目的広場としての存続について

- ・ 請願審査の結果を踏まえて、地域及び利用団体双方に納得いただける形での合意形成を目指し、その第一歩となる話し合いの実現に向けて、これまで働きかけてきた。
- ・ しかし、請願審査後、半年以上にわたって、話し合いの日程調整すら出来ない状況が続いており、福岡市としては、話し合いの実現が困難であると判断し、地域と利用団体が率直に意見を述べていただける場として、有識者による検討委員会を設置し、9 月 11 日に第 1 回目を開催したところ。

【道路下水道局】

○西九州自動車道の市内区間の無料化について

- ・ 請願採択後、西九州自動車道福岡前原道路の市内区間の無料化について、県及び県道路公社と協議を実施。
- ・ 県及び県道路公社からは、「現在の償還計画において償還期間が満了となる平成 50 年、もしくは借入金の返済が完了するいずれか早い時期まで無料化できない」と聞いている。
- ・ 早期の無料化は困難であるが、引き続き、県及び県道路公社と協議を行う。

【こども未来局】

○子供・子育て支援新制度に伴う保育の質の向上を目指す取組について

- ・ 保育協会との協議を平成 28 年度に計 7 回実施
- ・ 保育協会の意見も踏まえ、新たな保育士確保策として平成 29 年度から家賃の一部助成を実施することとしており、この取組については、保育の質の向上に資するものと考えている。
- ・ 今後も、保育協会や保育現場の意見も聞きながら、保育の質の向上に取り組んでいく。

答弁をお聞きすると、請願の内容により、その進捗も様々なようであり、市当局の尽力により実現化が図られたものがある一方、まだ検討半ばのもの、また、管轄が他の行政機関におよび、福岡市の努力だけではなかなか進展が図れないものがあることも理解できます。

しかしながら、市議会としては、実現されるべきとの意思をもって請願を採択しておりますし、何より、請願を提出した市民にとってみれば、請願が採択されれば、当然、その実現を期待するものと思われま

す。当局におかれては、そのような思いがあることも十分に受け止めていただき、その実現を図るべく、引き続き努力されるよう要望いたします。

ただいま7件の請願について、その進捗を答弁いただきましたが、このうち、

「西九州自動車道周船寺インターのフルインター化について」および「長住中央公園の多目的広場としての存続について」。この2件については、もう少し詳しくお尋ねしていきたいと思

います。まず、「西九州自動車道周船寺インターのフルインター化について」です。

この地域はご承知のとおり、九州大学の伊都キャンパスができており、来年、平成30年には移転が完了いたします。

「周船寺インターのフルインター化」を求める請願は、この地域のまちづくりにおいて喫緊を要する案件であり、福岡市がその必要性を認め、覚悟すれば実現できると思いますので、以下、お尋ねするものであります。

福岡市の西部地域に位置する北崎校区、今津校区、今宿校区、玄洋校区、元岡校区、周船寺校区、そして4月に発足した西都校区を含む西部7校区は、自然環境に恵まれ、農業漁業も盛んであり、市内で最も農地・漁港が多い地域であります。

また、九州大学の移転を契機として、今後もさらなる発展、新たなまちづくりが期待される地域であり、都市計画道路「学園通線」が4月に開通したことに伴い、九州大学をつなぐ動線が確立し、「九州大学学術研究都市構想」の一翼を担う北原・田尻地区をはじめ数か所で土地区画整理事業が検討されています。

まちと自然が調和した、都市の活力や市民生活の核となる拠点が、今まさに形成されようとしているところです。

一方で、西部地域は、急激な勢いで人口が増加し続けており、ワンルームタイプ住宅の立地が進み、来年度には約6千人の学生、教職員が移転することに連動して、車両交通量が増大し続け、さらなる渋滞が予想されます。

そこでまずお尋ねいたしますが、

(2) 西区全域の人口、および西部7校区の人口について、10年前と現在を比較し、どのように推移しているかお尋ねします。

【住宅都市局】

- ・ 9月末時点の住民基本台帳によると、西区全域では、平成18年が約18万2千人、28年が約20万2千人で、約1割増加しており、西部7校区では、平成18年が約4万9千人、28年が約6万2千人で、約3割増加している。

西区で全域で1割ですが、九州大学が移転している西部7校区では3割増となっています。

次に、

(3) 国道202号の今宿大塚交差点付近における交通量についてお尋ねしますが、10年前と現在を比較し、どのように推移しているのでしょうか。

併せて、今宿大塚交差点東西方向の現在の渋滞状況についてお尋ねします。

【住宅都市局】

- ・ 平日12時間あたりの交通量は、平成18年が約3万4千台、平成28年が約4万2千台であり、約2割増加している。
- ・ 渋滞状況については、平成28年11月の平日の調査によると、都心向きが午前8時頃に最大で約1,300m、郊外向きが午後6時頃に最大で約200mの渋滞となっている。

まちづくりの進捗と併せて、西部7校区の人口の伸びは、西区全域と比較しても顕著であります。

また、九州大学の移転完了を間近に控え、現時点で渋滞が確認されている中、何らかの交通対策が必要であると考えます。

そこで、

(4) 「西九州自動車道周船寺インターのフルインター化」について、現在の検討状況をお尋ねします。

【住宅都市局】

- ・平成 29 年 4 月に一部 2 車線で供用を開始した学園通線や、平成 29 年度から国が予定する今宿大塚交差点改良などの進捗をみながら、交通実態調査や課題の整理などを行っている。
- ・また、平成 29 年度からは、将来の交通体系を検討していくための基礎データとなる、北部九州圏総合都市交通体系調査、いわゆるパーソントリップ調査に着手した。

もともと、九州大学の誘致に市も関わってきた経緯があり、周辺のインフラ整備に取り組むとのことで話を進めてきたはずであります。

請願が採択されたということ、そして地元の切実な思いをしっかりと受け止め、周船寺インターのフルインター化の実現に向けて市が覚悟して取り組むべきであると考えます。

(5)「周船寺インターのフルインター化」について、今後どのように進めていくのかお尋ねします。

【住宅都市局】

- ・周辺の道路整備などに伴う交通状況の変化や九州大学の移転などまちづくりの進展、パーソントリップ調査の結果などを踏まえ、周辺の渋滞対策だけではなく、広域的な幹線道路ネットワーク形成の観点から、事業の必要性や効果の検討を進め、国や県などの関係機関と連携しながら、西部地域における交通ネットワークの充実・強化に取り組んでいく。

しっかりとご検討いただきますよう、お願いいたします。

次に、「長住中央公園の多目的広場としての存続について」お尋ねいたします。

この請願は、採択された 7 件の中では、もっとも直近の平成 29 年 2 月に採択されたものになりますが、先日、長住中央公園の再整備に関連して、市は「長住中央公園等近隣公園の整備・運営のあり方検討委員会」という第三者委員会を設置し、去る 9 月 11 日に最初の会合が持たれています。

この第三者委員会については、9月8日付の新聞報道をはじめ、初会合を受けたテレビや新聞の報道を見ても、第三者委員会の場において今後の方針が決定されていくかのような報道がなされました。

この案件については、趣旨の異なる2つの請願が出され、既に審査が終わっております。

一つは地域住民を中心になされたもので、ワークショップの結論通りにソフトボール専用球場をなくして再整備を進めることを求めるもの、そしてもう一つは、ソフトボール競技団体を中心になされたもので、ワークショップのやり直しを求めるとの書きぶりにはなっているものの、ソフトボールだけでなくサッカーやラグビーなども含め、様々な団体が利用できる多目的広場を残すことを前提にワークショップのやり直しを求めるものでした。

今年の2月3日に行われた市議会常任委員会（第4委員会）の請願審査においては、前者について不採択とし、長住中央公園に多目的広場を残すべきだとする市民の意見を採択しました。

つまり、本市議会としては、憲法と地方自治法に明記された市民の権利である請願権の行使に対し、真摯な姿勢で向き合い、慎重な審議の結果、明確な結論を示し、その結論を当局に申し伝えたところであります。

このような前提に立ってお尋ねしてまいりますが、最初に、第三者委員会の設置までの検討経過について、確認させていただきたいと思えます。

まず、

(6) 第三者委員会を設置する法的な根拠はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、いつ、第三者委員会を設置するよう決定したのか、お尋ねします。

【住宅都市局】

- ・ 検討委員会は法令に基づく附属機関ではなく、任意の協議会である。
- ・ 検討委員会の設置については、平成 29 年 9 月 1 日に決定。

それでは、

(7) 当局から見た第三者委員会の位置づけについて、どのように理解すればよいのか、明確な説明を求めます。

【住宅都市局】

- ・ 検討委員会は、請願審査の結果やワークショップの経緯などを踏まえ、整備方針案を検討していく上で、地域と利用団体の双方から意見をしっかり聞き取り、専門的な立場から、長住中央公園の再整備・運営のあり方について、検討いただき、公平・公正なご意見やご助言をいただくもの。

続けて、

(8) 第三者委員会に何を期待して設置が必要だと考えたのか。また、設置に係る予算はいくらなのか、併せて、お尋ねいたします。

【住宅都市局】

- ・ 請願審査の結果やワークショップの結果などを踏まえ、地域と利用団体に納得していただける形での合意形成を目指し、話し合いの実現に向けて、働きかけてきた。
- ・ しかし、請願審査後、半年以上にわたり、話し合いの日程調整すら出来ない状況が続いていることなどから、双方による話し合いの実現が困難であると判断し、地域と利用団体が率直に意見を述べ、また、専門的な知見に基づき、意見や助言をいただくために、検討委員会を設置したものの。
- ・ 報償費、会場借上げ費などで計 40 万円程度の見込み

報道を通じてこの第三者委員会の設置を知ったわけでありませんが、この件は、議会において既に決着した案件であり、多目的広場を残した形で整備する方向であると認識しておりました。

(9) 当局は、請願審査の経過および結果に何らかの瑕疵があったとの考えで検討委員会を設置されたのでしょうか、お尋ねいたします。

【住宅都市局】

- ・請願審査の経過及び結果に、何らかの瑕疵があったとは考えていないし、請願審査の結果を踏まえて、検討を進めていくことは重要であると考えている。
- ・請願審査後、半年以上にわたり、話し合いの日程調整すら出来ない状況が続いていることなどから、双方による話し合いの実現が困難であると判断し、地域と利用団体が率直に意見を述べていただける場として、有識者による検討委員会を設置したもの。

先ほどの答弁にもありましたとおり、請願審査に瑕疵はなかったこと、また、第三者委員会に法的な根拠がないことは、明らかであります。

また、あくまでも、地域と競技団体が率直に意見を述べる場であり、住宅都市局内の検討のために意見を聴くための委員会に過ぎないという説明であったと理解します。

しかしながら、メディアを通じた市民の受け止めは、そうはなっておりません。あたかも第三者委員会には一定の根拠や権威があり、そこで最終結論が出されるという雰囲気広がっており、誤った印象を与えることになっています。

この第三者委員会の設置に先立ち、当局から議会側には何ら十分な意見聴取や説明もなされておられません。

(10) 第三者委員会の議論の結果，仮に議会の請願審査と異なる結論が出された場合に，当局はそれをどのように受け止めるつもりなのでしょうか，お尋ねいたします。

【住宅都市局】

- ・地域や利用団体のご意見，検討委員会における有識者からのご意見やご助言，請願審査の結果をはじめとする，これまでの経緯などを踏まえて，総合的に検討していく。

長住公園の再整備については，議会において既に結論が出されており，これが覆ることはありません。そもそも，法的な根拠が何もない第三者委員会の議論で，議会の議決が覆ることは起こり得ないと考えます。

本市では，平成 25 年 9 月に「福岡市屋台基本条例」が施行されておりますが，このときの経緯を少し思い出してほしいと思います。

かつて屋台を巡っては，営業者，利用者のマナーについて，たびたび指摘がなされており，原則新規参入を認めない，つまり屋台をなくそうという，いわゆる「一代限りのルール」による運用がなされておりました。

屋台を「廃止すべき」という意見と，「存続すべき」という相反する意見がある中，平成 23 年 6 月に高島市長自ら「観光資源として屋台を残したい」との方針を表明されました。

これを受け、屋台を残すことを前提に、屋台を存続させるにはどうすればいいかを検討するため、第三者委員会が設置され、議会も一緒になり、汚水やトイレの問題、道路占有に係る法令の順守、近隣住民への配慮、清掃活動への参加による地域貢献といったルールが設けられたのであります。つまり、どうすれば存続できるかを検討したのであります。

このような経過があったからこそ、双方が納得する形で、今日、観光の目玉として市民や観光客に親しまれる屋台があるのであります。

長住中央公園についても、採択された請願通り、ソフトボールだけではなく、ラグビーもサッカーもできる、また、子どもたちも遊べる、災害の際には避難場所等にも使用できる多目的の広場を残した上で整備を進める方針を、まず、市として明確に打ち出すべきです。

その上で、第三者委員会を設置するのであれば、まだ理解はできませんが、

今回のケースにおいては、市が方針を決定していない中で、第三者からアドバイスを受けるというものであり、そのような委員会の設置は必要ない、というより順番が違うと考えます。

(11) 当局が今取り組むべきことは、採択された請願を重く受け止め、再整備の計画について、屋台のときと同じように、多目的広場の存続を前提とした公園整備のあり方を検討する「あり方検討委員会」(第三者委員会)を設置し、ルールをつくるための意見を聴いていくということであると思います。

その上で、対立する意見を調整し、双方が納得できるような整備案を早急に示すことだと考えますが、関係局長の所見を求めます。

【住宅都市局】

- ・ 請願審査の結果やワークショップの経緯などを踏まえて、地域と利用団体に納得いただける合意形成を目指し、検討を進めることが重要だと考えている。
- ・ 長住中央公園については、今後、地域や利用団体のご意見、検討委員会における有識者からのご意見やご助言、請願審査の結果をはじめとするこれまでの経緯などを踏まえて、議会のご意見もいただきながら、長住中央公園の早期の再整備に向け、しっかり取り組む。

私は、この長住中央公園の件は、整備案をスタートした時に市が示したワークショップの前提が間違っていたため、これ程の混乱が起きているものと考えております。

一日も早い混乱の収束を期待します。

今回は、採択された請願のうち、喫緊を要する「周船寺インターのフルインター化」、そして「長住中央公園の多目的広場としての存続」の2件を例に質問しましたが、請願が採択されるということは市民の期待も大きく、当然実現できるものと考えています。

それだけに当局としても重大に受けとめ、採択された請願の実現に向け、全力で頑張ってくださいよう要望し、私の質問を終わります。

7,646字（約25分30秒）